

平成 24 年度第 4 回新宿区外部評価委員会会議要旨

<開催日>

平成 24 年 8 月 8 日（水）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（13 名）

名和田会長（第 3 部会長）、森本副会長（第 2 部会長）、加藤委員（第 1 部会長）、
荻野委員、金澤委員、小池委員、小菅委員、小山委員、中原委員、野澤委員、福井委
員、鱒沢委員、山田委員

事務局（6 名）

寺田総合政策部長、山崎行政管理課長、大竹主査、担当 3 名

<開会>

1 計画事業評価の取りまとめについて

【事務局】

開催に当たりまして、総合政策部長よりごあいさつ申し上げます。

【総合政策部長】

おはようございます。精力的にご議論をいただき、本当にありがとうございます。

はじめに、ご出席いただいた委員の方もいらっしゃるかと存じますけれども、おかげさまで、
区長のしんじゅくトークが7月末で10カ所終わりました。区民の皆様方と区長とでさまざまな
意見交換ができたところです。

翻って、今年度取りまとめた24年度の内部評価の実施結果を見ますと、定められたフォーマ
ットの中で、どれだけ私どもがわかりやすい説明が可能になったかという点では、手前みそに
なって恐縮ですが、従前から比べればかなり改善されてきていると思います。

しかしながら、区民、生活者の視点に立ってわかりやすい表現がとられているのかという点
や、評価に対するデータなどがしっかりそろえて評価ができているのかという点については、
まだまだ私どもの詰めが甘いのではないかとこの点も多々ございまして、委員への説明の技量
不足も相まって、ご理解・評価に、時間と努力を費やさせてしまっているのではないかとこの
点は、反省する点です。私どももその辺は一步一步改善してまいりたいと思いますので、今後
ともどうぞよろしくお願いをいたします。

【会長】

ありがとうございます。

今日は、計画事業評価の取りまとめです。頭を切りかえていただきたいと思います。

部長からもご挨拶がありましたけれども、いわゆる「評価の文化」という言い方を、この委員会ではよくしてまいりましたけれども、それが大分定着をしてきたとは思っておりまして、所管課が書く内部評価の質も結構上がってきたと思います。まだいろいろと課題はあると部長はおっしゃいましたが、それはそのとおりですけれども、内部評価の質も上がってきて、我々も「適当でない」という評価をするのはよっぽどのことで、本当に区民の目線から、これは納得できないのかではないかというところが「適当でない」という評価になると思います。

本日の進行ですけれども、計画事業評価の取りまとめの1回目、全体で確認をする必要がある事項について話し合いをします。そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、次第の1番、計画事業評価の取りまとめに入らせていただきたいと思います。

計画事業は、今回評価する23年度が第一次実行計画最終年度に当たっていますので、各部会では、区政運営編の一部の事業を除き、基本的に全事業を評価したということです。

今回は全ての事業について確認し、そのときには「適当である」という評価についても、意見を含めてご確認いただくということになりますが、本日は「適当でない」と評価した項目について、その理由を含めてそこに絞った議論をしていただくわけです。

それでは、今から順次「適当でない」という欄につきまして確認をしてまいりたいと思います。まず、第1部会からお願いします。

【第1部会長】

第1部会のご報告をさせていただきます。

最初に概要を申し上げておきますと、外部評価は、内部評価に対する評価ということですが、どうしてもヒアリングをしたり、資料を読ませていただいたりすると、事業に対する評価に傾きがちで、そういう議論を内部評価の評価に修正するというような状況がありました。

第1部会で「適当でない」という評価があったのは2事業でした。40番の「分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援」と、58番の「新宿らしい都市緑化の推進」です。詳細は事務局から説明します。

【事務局】

40番の事業で「適当でない」としたのは、視点の②の適切な目標設定、それから、第二次実行計画における改革方針です。

まず、②番の「適切な目標設定」、これについては、この事業の指標3つのうちの1つ、マンションアドバイザー利用助成について「適当でない」としたものです。この指標の定義は、応募件数に対する申請件数ということで、マンションアドバイザーに相談した人の中から、これを利用したい、助成を利用したいと申し出た人が募集件数です。その中で、実際にそれを利用した人の割合をパーセントで表す指標になっています。実績もかなり低いのですが、募集件数、応募件数というのは何かという疑問が生じ、わかりにくいので、ダイレクトに、何件の実績を目標としているか、実際に何件あったかという、件数の方がわかりやすいのではないかと

ことで「適当でない」としています。

それから、第二次実行計画における改革の方針は「継続」となっていますが、これに対して「適当でない」と評価しています。その理由につきましては、「第二次実行計画においては、支援の対象に応じた支援方法を検証し直す必要があるため、手段改善とすべきである」ということです。その他に、「管理状態が良好なマンションと、管理組合がない等支援を必要とするマンションがある。管理体制等の違いを踏まえて、対象とポイントを絞り、必要とされる支援を重点的に行うようにしてほしい。マンション管理相談員派遣事業は23年度に始まったばかりの事業である。上記の点を踏まえ、十分PRして実績を上げてほしい」ということになっています。

先程申し上げました3つの指標のうち、指標1につきましては、20～23年度トータルで達成率が9.2%ということで、非常に低くなっていますので、何らかの手段、改善をしてほしいという評価になっています。

【会長】

これは委員会として確認をするということですので、ぜひご質問や、場合によっては意見を言っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

分譲マンションは、法律上は必ず管理組合があるわけですね。機能していないという意味でしょうか、

【第1部会長】

そうですね。無いのではなくて機能していない、ですね。

【会長】

このマンションアドバイザーというのとマンション管理相談員というのは同じものですか。

【事務局】

それは別々のものです。マンションアドバイザーという制度がありまして、それを利用した場合に補助金を出すという事業と、それから、マンション管理相談員という人を派遣するという、この2つの事業があります。

【委員】

40番の計画事業のこの「適当でない」とした理由が「割合ではなく目標件数と実績で表す方が指標として適切である」と、割合きつく言っていますけれども、去年の内部評価書見ると、23年度でこの事業は終わりだと言っているわけです。ですから、最後の評価で、目標の設定について議論するほどのこともないというような感じもします。

【事務局】

マンション管理相談員派遣は23年度から新しく始まったので、この定義を入れたのが23年度の内部評価だったのですが、その新しい指標もあまり成果が上がっていないという評価でした。

【第1部会長】

指標「分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援」の定義が、アドバイザー利用助成及び、平成21年度から制度化されたマンション管理相談員派遣の募集件数になっています。

募集件数に対する申請件数の割合ということで、募集件数を分母にして、それ分の申請件数ということになっています。もともと募集件数はPRがないと申請は当然ないわけです。そういう意味ではむしろ分譲マンションの管理の実態を押さえた上での指標でないと、おかしいのではという意見で、指標そのものに問題があるのではないかということで「適当でない」としたわけです。

【会長】

新宿は特にマンションの比率が大きいわけで、とても重要な事業だと思います。第1部会でも議論いただいた結果で、そういう重要な事業に対して、所管課に一つの問題提起をするものではないのかと思いましたが、これでよろしいでしょうか。

【委員】

内部評価の「適切な目標の設定」、それから、外部評価の結果を踏まえて目標設定を変更したと言っているのと合わないということを、指摘したいということですね。

【委員】

今回の評価を通して、目標達成のため非常に頑張りましたという、エモーショナルな表現が多くて、非常に努力なさっているのが文章でわかるのですが、それがどういう目標を立てて、どこまで達成したかという数的な説得力がもう少しあった方がいいのではないかということを感じました。

【会長】

これは第1部会のおまとめいただいたところを了承とすることよろしいでしょうか。
<各委員了承>

【会長】

それでは、58番の「新宿らしい都市緑化の推進」についてはいかがでしょうか。

【事務局】

58番の「新宿らしい都市緑化の推進」につきましては、総合評価と第一次実行計画期間における総合評価、この2つの項目で「計画どおり」という内部評価に対して「適当でない」としています。

これは指標3つのうち、指標2の「屋上緑化と助成を行った件数」が4年間を通して非常に低く、4年間の平均で30%弱になっています。これに対して、他の指標がおおむね達成している、あるいは目標以上なので、そういったところを勘案して、内部評価では「計画どおり」としています。けれども、3つの指標のうち一つがこれほど低いということは、「計画どおり」とは言えないのではないかと。屋上緑化等の助成については、景気の動向等の影響もあり、隣接する他区でも、おおむねこのぐらいの件数だというヒアリング説明もあり、指標1の公共施設緑化の中で屋上緑化等を行った件数について資料をいただいたのですが、それを足したとしても件数的にはパーセンテージがあまり上がらないので「適当でない」という評価をしました。

第一次実行計画期間における総合評価についても、同じく実績が、この指標2の「実績が低いため、計画どおりとは評価できない。この事業を推進することは大切である。よって屋上緑

化が可能と考えられる対象を絞り、事例を紹介するなど、効率的なPR方法を模索してほしい」ということで、「適当でない」としたものです。

【第1部会長】

ヒアリングをして、1番の公共施設の緑化箇所数については計画の約130%の実績ということで、かなり頑張ってくださったということですが、指標2の屋上等緑化助成を行った件数につきましては、経済的な状況で民間の建設が縮小していることもあり、計画どおりには進まなかったというようなお話でした。

ヒアリングで、内部評価を「計画どおり」となされた理由を確認しましたが、公共施設の方の緑化が、非常に実績が上がったので、相殺して「計画どおり」としたというお答えでした。それは納得がいったのですが、もしかしたら公共施設の緑化の中に屋上緑化を行った例が何件かあるのではないかと思います、その辺を伺ったんですけれども、4年間トータルして7件という回答で、それを勘案したとしても、「計画どおり」とは言えないという判断になりました。

経済状況があるので、厳しい評価になってしまったかと思えますけれども、第二次実行計画を見ますと、少しその辺のハードルを下げているような部分がありまして、申しわけない感じもするのですが、数字的にはなかなか認められないということで「適当でない」という判断をさせていただいたところです。

【会長】

ありがとうございます。

今、部会長からのご説明もありましたけれども、我々としても単純に目標に届いていないから「計画以下」とはしてこなかったのですよね。所管課が目標に届いていないところもありながらも、「計画どおり」とか「適切」とか、そういう判断を下している場合には、本当にそうなのかということ、ヒアリング等を通じて聞いて議論した上で、これはどうしても区民から考えると下回っているから、「計画どおり」と言えないと考える。下回っていても、この目標値の重みはそれほどでもないと思えば、所管課の言っているとおりに「計画どおり」と評価する。そういった議論を重ねた上で判断されたものと思います。

部会としては、この2番目の目標数値はそれなりに重たいので、目標に届かなかったということは、全体としても「計画以下」と感じるということであると思います。どの部会もそういう経緯で判断をされたと思いますので、基本的には尊重したいと思います、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

【委員】

この屋上緑化とかハンギングバスケットは、設置した後のメンテナンスが大変なのです。ハンギングバスケットに関しては、水をやるのが本当に大変です。こういうものをやるに当たって、もっと慎重な検討が必要ではないかというのが私の個人的な意見です。

【会長】

他に何かありますか。では、この58番につきましても、第1部会の判断、この文章で委員会の意見としたいと思います。

第1部会はこの2つでよろしいですね。では、第2部会の方をお願いいたします。

【第2部会長】

今委員が言われたように、そもそも計画自体が妥当なのかどうかというのがまずあります。次にその計画を実行する手段が適切なのか、そして、その手段を測定する指標なり達成水準は適切に設定されているかということがあって、さらにそれをきちんと内部評価されているかということがある。そのように見てみると、もともとの計画がおかしいのではないかという話は、外部評価委員会の権限ではないということはわかりつつも、個々の事業を見て、第1部会長も言われたように、そもそもみたいな議論に、どうしても戻らざるを得ないことがありました。

初めての委員も多かったので、行きつ戻りつ調整し、結局5つの事業について「適当でない」という評価をしました。

11番の「子どもの居場所づくりの充実」、13番の「子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充」、14番の「確かな学力の育成」、137番の「女性の健康支援」、29番の「エイズ対策の推進」という5つの事業について、「適当でない」といたしました。

詳細は事務局から説明します。

【事務局】

11番「子どもの居場所づくりの充実」については、「適切な目標設定」について「適当でない」との評価をしています。「適当でない」と評価する理由は、「放課後子どもひろば、学童クラブとも設置状況及び管理面は評価できるが、子どもの成長する力が伸びているかを測る指標が必要と考える。例えば、体験や遊びの領域・種目などの内容など、子どもが受けるサービス面についての目標も設定し評価することを心がけてほしい」という内容になっています。

この事業の指標は、放課後子どもひろばの実施小学校数、学童クラブ数、児童指導業務委託箇所数という、いわゆるアウトプット指標と言われるもので全て構成されています。ただし、この事業は、第一次実行計画期間中、何かを設置するという事業と、それを運営するという事業が混ざった形の事業になっています。第二次実行計画では、子どもひろばについては設置が完了したので、経常事業化して運営していくこと書かれていますが、評価は、サービス面からの指標も必要だったのではないかということです。

併せて、総合評価のところ、保護者や地域代表から成る運営協議会の利用者アンケートや利用者懇談会、ご意見箱等、さまざまな指標で利用者の要望を把握し、内容の充実を図っていますという記載もありますので、そうであれば、そういったところを指標に活かしたのではないかというような意見を付けて、「適当でない」と評価しているものです。

【会長】

ありがとうございます。他にありますか。

【委員】

予算化すれば後は事業課が粛々と設置していくわけですから、それが目標になるのはいわば当たり前みたいなどころがありますが、それだけだと実際にその子供がそこでどれだけ成長したかというようなことはなかなか測れない。今、ご説明があったとおりです。

この事業の目的の第1に、「遊びや自主的な活動を通して、子どもの成長する力を伸ばしたい」ということを冒頭に掲げています。遊びを通して、子供の成長する力を伸ばしたいということですね。その目標が見えないということです。

そういう意味では、経常事業化されたら、この経常事業の評価をどのようにするかというのがあるとは思いますがけれども。

【委員】

特にこの評価がどうだということとは関係ないのですが、私の部会では、最終年度であるから目標設定について云々するということは控え、第二次実行計画以降への期待として表現するとしてきたわけですが、先程から目標設定が「適切でない」ということが続いています。委員も変わったことでもあるし、期待値を込めて、改めて求めるという視点を入れるということで、全体としてはそれでいい傾向ですか。

【会長】

全体として言うと、基本は委員がおっしゃるとおりだと意識しながら作業をしてきたつもりです。けれども、これはこういう必要があると、どうしても思った場合は、そうするとしたので、部会でもそういうことがあってなのでしょうか。

【第2部会長】

その設定されている目標がおかしいというところまで言っているのかどうか、いつも悩むのですけれども、区民が委員になって、実際に利用されたり見ていたりして、いや、それだけで目標といえるのか、予算をつけて執行しただけではないか、そういう話から、先程委員が言われたように踏み込んだときに、今後もう少しこうしてほしいというのが出てくるのはやむを得ないと思います。それを目標のところに書くのか、その他意見に書くのかということで、随分振り分けたことはあります。

【委員】

私の感じでは、「第二次実行計画への方向性」のところに書く内容ではないかと思いますが。

【会長】

そこは、部会でも悩まれた上で目標設定のところに書かれたという判断であれば、基本的には尊重されるべきと思います。

【事務局】

第2部会でも審議の際には、第二次実行計画でどのような目標設定がされているか、これまで外部評価委員会がどのような評価をされてきたかを踏まえたうえで評価をつけさせていただいています。そのうえで出されたご意見だと理解していただければと思います。

【会長】

今は、子どもの居場所づくりという形で、学校施設の利用とか、学童保育への支援とか、あるいはプレーパークなどが定められる傾向が各自治体で結構あると思いますけれども、そのときに子供の成長を基軸にして政策が発想されるということは、非常に重要だと思うので、第2部会で、適切な目標設定という問題として判断したのであれば、尊重してよろしかろうと思っ

ています。よろしいでしょうか。

それでは、これも第2部会のご判断を了承したいと思います。

では、13番「子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充」をお願いします。

【事務局】

13番「子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充」です。こちらも「適切な目標設定」について「適当でない」という評価をしています。理由として、「現在の指標（目標値）で評価するためには、区にどれだけの障害のあるお子さんや発達に心配のあるお子さんがいるのかを明確にする必要がある。また、利用しやすい環境が整えられているか否かは、「年間相談件数」や「児童デイサービス年間利用登録者数」のみで測ることは難しく、サービスに対する利用者の満足度など、サービスの質の面を評価する指標が必要である」としています。

先程と似通ってはいますが、こちらについては、現在の指標は、年間の相談件数と児童デイサービス年間利用登録者数で、内容としては、先程のアウトプット、アウトカムというよりは、なぜこの指標がこの数字で設定されたのかという点が、これではわからないという意見がありました。実際にどれぐらいのサービスを求めている人がいるのかを把握して、そのうえで指標を設定して、それに近づくように頑張っていくという姿勢が必要ではないか、また、そういった内部評価の記載が必要ではないかという意見から、「適当でない」と評価しました。

【会長】

これは、第二次実行計画で事業が終了して別な事業にシフトして置きかわるその機に当たって、あえて適切な目標設定への意見ということですか。

【第2部会長】

評価シートの目標の指標1、2を見ていただくと、前年の1割増しぐらいで設定しようという感じで増やしていますが、その根拠が何なのか、それだけで本当に区内にいる心身に障害のある子ども等の相談件数として十分なのかどうかという、そのあたりが議論になったということです。伸びていることについては十分評価をしています。

【会長】

今、特にこの「適切でない」というところの文言だけを対象にしていますけれども、そのフォローは他のところの意見、所管課に対するフォロー的な意見が他の段に書かれている場合もあります。その点も含めての判断は、次回最終的に確認したらよろしいと思います。

【第2部会長】

実績を評価するというようなことはあまり想定していませんでしたが、それを問うこと自体は、問題はないですね。

【会長】

「適当でない」とするこの文言の中に「数値が伸びていることについては評価するが」というのを入れるということではよろしいでしょうか。

では、これはその点を若干修正の上、基本的には第2部会のお考えのとおりにしたいと思います。続きまして、14番「確かな学力の育成」ですね。

【事務局】

14番「確かな学力の育成」は、「適当でない」と評価したのが「効果的・効率的な視点」、「総合評価」、「第一次実行計画期間における総合評価」です。まず「適切な目標設定」について、所管課が「要改善」としているところに対して「適当である」で、「第二実行計画において事業を再編する事に伴い、新たに設定された指標に期待する。思考力・判断力・表現力や学習意欲を重視する新しい学力観の基で、「確かな学力」が育成されているかをどのように測っていくのか、課題を明確にしながらか検討していく必要がある。再編された事業について内部評価する際には課題の有無だけでなく、内容を明示してほしい」としています。その上で、③番「効果的・効率的な視点」の「適当でない」の理由として、「多額の事業費がかかっている事業であり、「意識調査の結果から、一定の評価を確認しているため、効果的に実施している」という内部評価の記載だけでは、事業費に対して十分な効果が出ているとは読み取れない。第二次実行計画の内部評価においては、事業の再編と指標の再設定に合わせて、どのような点がどのように改善され、効果的になったのかなど、具体的な記載を望む」ということです。

続きまして、総合評価を「適当でない」とした理由は、「事業の重要性は理解できるが、事業費の規模に対して十分な効果があったとは評価できない。評価に当たっては新しい学力観に基づく「確かな学力」が身につく、児童生徒がどのように成長したかを明示する必要があるのではないか」ということです。

続きまして、第一次実行計画期間における総合評価が「適当でない」理由は、「第一次実行計画期間においては、目標設定の不明確さと費用対効果が明らかにならなかったことから、計画どおりとは言えない。第二次実行計画においては、区民が理解できる「確かな学力」を反映できる指標を明示してほしい。総合的な学校支援による、学校の教育力の向上を図るための事業の統合・再編に期待する」ということです。

この事業への外部評価は、これまでの外部評価委員会から、ずっとこのような流れで進んできているものです。これを測る指標の設定は難しい、検討しますという状態で、外部評価委員会で言い続けてもなかなか改善されていないという状況があって、所管課もそれを受けて、②「適切な目標設定」については「要改善」としているのですが、他の部分についてもこの状態では適当ではないのではないかと、新たな指標の設定と、もしくは内部評価の記載の内容として、もう少し指標では読み取れないようなところをしっかりと記載してほしいというような意見があり、各項目で「適当でない」との評価です。

【会長】

これは一見、厳し過ぎるようには見えたのですが、これまでの外部評価委員会とこの事業とのやりとりの中で、なかなか外部評価委員会の目から見ると改善が進んでいないように見えるという経緯があるということでした。

部会から補足、あるいは他の部会からの質問、ご意見等がありますでしょうか。

【第2部会長】

これは、単年度で1億6,000万ぐらいの予算をつけている事業で、実施内容もかなり行われて

いるということをご説明いただいたのですけれども、その実施内容を反映する指標がアンケートで70%ということだけで、確かな学力が読み取れるのかどうかという議論をしました。その結果、今ご説明いただいたような形で、第二次実行計画の中にそれらをどうやって取り込むのかということを示してほしいということで決着をしたということです。

【委員】

この事業は、公立学校の事業ですから、区民の視点から見ると最も期待している事業でなければならないと思います。内部評価は、学力推進員と授業改善推進指導委員が努力しているような評価に読み取れます。新しい学力観というのは、ご案内のように意欲とか実践力をつけた力です。内部評価では、それを学力推進員とか授業改善委員だけでやっているという評価しかないのです。学校を含めて全教職員が取り組まなければ確かに学力はつかないということ、部会で何度か主張したつもりなのですが、それが見えないということです。

【会長】

他にご意見がございますか。よろしいですか。

これもかなり辛目の評価となりましたけれども、しかるべき議論等の後、こうなっているということで、部会のご意見を了承したいと思います。

それでは、続きまして、137番「女性の健康支援」です。

【事務局】

137番「女性の健康支援」は、「適当でない」との評価は「適切な目標設定」、「効果的・効率的な視点」、「総合評価」、「第一次実行計画期間における総合評価」の4つの項目です。

「適切な目標設定」が「適当でない」理由は、「現在の受診率は目標値に達しておらず、新宿区の乳癌・子宮癌による死亡率が全国的にみて高い状況にあることを踏まえると、より高い目標を掲げ、その目標に向け高い意欲をもって取り組んでいくことが必要ではないか」です。

「効果的・効率的な視点」では、「平成23年度どのように効果的・効率的な事業運営が行われたのかを内部評価の記載から読み取ることはできない。また、指標の達成状況を見ると、効果的に事業が実施された判断することは難しい」ということです。

「総合評価」については「受診率は上がってはいるが、目標値の46%～51%の実績では、計画どおりとは言い難い。さらなる受診率の向上に向け努力してもらいたい」ということです。

「第一次実行計画期間における総合評価」は「第一次実行計画期間を通して、指標1及び2の達成度は目標の半分程度となっており、計画通りとは評価できない。女性の健康相談における相談者の満足度が高いとのことなので、より多くの女性が相談に足を運んでもらえるための工夫が必要と考える」ということです。

補足として、「適切な目標設定」については、ヒアリングのときに所管課が資料を持ってこられたのですが、その中に新宿区の乳がんと子宮がんによる死亡率が全国と比べて高いというショッキングな記載がありました。これを踏まえると、今時点でも目標値の50%程度しか達成できているわけではなく、命に関わるような部分ですので、さらに高い目標を設定して、それを達成できるように頑張してほしいという意見です。

総合評価」と「第一次実行計画期間における総合評価」についても、指標の達成度だけで評価を下したわけではなく、この達成度に対して、こういったものがあるから「計画どおり」と評価したというような内容は読み取れないのが1点と、また、先程もありましたとおり、直接命に関わるかなり重要性の高い事業なので、しっかり頑張ってもらいたいという思いも込めて「適当でない」と評価したところです。

【会長】

部会からの補足、他の部会からのご意見、ご質問はありますでしょうか。

【第2部会長】

パンフレットをいただいて、新宿区における子宮がんの死亡率が全国平均の1.4倍から1.5倍ぐらいということでした。危機意識といますか、特に、そうはいつでもなかなか受けに行かないという意見もあったのですけれども、非常に大事に事業なので、35%という目標値を設定して安心というのはどうなのか。新宿区の実情からいって、より注意喚起とかPRが必要ではないか。先程のことでいえば、頑張ってもらえるのでしょうかけれども、もっと頑張ってもらいたいということでまとめました。

【委員】

「第二次実行計画の改革方針」のところに、所管部もそのようにお考えなら、そのように大いにやりましょうとコメントを書くのは、この委員会としての応援になると思います。

【会長】

これは一見するときつい評価のように見えますけれども、最終的には事業拡大と展望されているので、それはそれで背中を押している中身になっていると思いましたが、もう少し応援しているということを、この欄に書いた方がいいのではないかというご意見ですか。

【第2部会長】

第二次実行改革での事業拡大は「適当である」と部会としては評価をしているわけで、それで頑張れと書く分には別に構わないですけれども。

【会長】

「協働の視点による評価」の欄の最後の2行に書いてある、この文言をいただいて、「二次実行計画における方向性」に移すというのはどうでしょうか。

【委員】

ストレートに表現して、所管課にも、わかった、もっと頑張るぞという形に持っていったらどうなのかと思います。

【会長】

基本スタンスについてですけれども、事務局はどうですか。

【事務局】

事務局として申し上げたいのは、双方の意思がしっかり伝わるかどうかということをお慮するところです。全事業の評価をいただいたときに、書いていただいた文章なり、その中身によって所管課がどう判断するかということになるかと思いますが、その辺のことを私どもが伝え

るのは難しいですから、そこをどのように表現したら所管部にわかってもらえるか、正直言って苦労しているところです。私どもは、所管課が読んで、ああ、そうだなと思ってもらえるようなものにしたいという思いがあります。

【委員】

「その他の意見」などに十分フォローが入っているから問題ないと思ったのですがけれども。

【会長】

この件については私も問題ないと思ったのですがけれども、この2行を他の欄に移すことで全ての委員が納得するのであれば、そっちでもいいなと思います。

【委員】

この2行は、他の欄には移動してほしくないです。

【委員】

各部会が時間をかけてやってきたものを、他の部会が判断するのは難しいと思います。もしもやるのであれば、その部会のヒアリングに全員が出席するようなシステムでないと。だから、部会が出した回答は尊重すべきだと思います。もしも、あるとすれば、これについてはどうですかという問題点を提起していただくことにする。全体についてご意見ありませんかという、なかなか難しいと思いますね。

【会長】

内部評価の上に外部評価をしようとしているわけですので、我々の思いを正確に文書で所管課に伝えるということだろうと思います。文章の上だけでやりとりをしているので、我々の意向が伝わりやすい文章にしたいということだと思います。

基本的に部会のご議論を尊重して進めているつもりです。他の部会の委員は問題提起をするという基本スタンスで、最初の年度ですのでいろいろご疑問の向きは、その都度言っていたきたいと思います。

137番については、この部会の原案を委員会として認めるということによろしいでしょうか。
<各委員了承>

【会長】

それでは、29番「エイズ対策の推進」のご説明をお願いします。

【事務局】

29番「エイズ対策の推進」は、「適切な目標設定」について「適当でない」と評価しています。理由は、「エイズ対策に極めて重要なのが普及・啓発だと考える。このため、普及・啓発活動に関する指標や、NPO等各種団体との協働による普及・啓発に関する指標について設定する必要があると考える。」ということです。内部評価では、現在の指標が、はたちのつどい参加者アンケートにおけるエイズ・性感染症に関する正しい知識を持つ人の割合とHIV抗体検査受診者数になっています。その内部評価の理由は、「感染者の増加に伴い、検査・相談体制と普及啓発の充実を目指したもので、適切です」という記載になっています。普及・啓発を見たときに、今現在の指標は、2つとも、どちらかという受け身というか、はたちのつどい

参加者でブースに来てくれた人ですとか、検査を受けに来てくれた人というような形で、区から発信しているようなものが見えないという意見が出ました。普及・啓発が大事だと外部評価委員会も思っていて、内部評価もこのように書いているのであったら、もっとその普及・啓発を打ち出していくような指標が必要ではないかということが1点。併せてその普及・啓発をするに当たっては、区だけではなく、NPOですとか支援団体等と協力・連携することが大事だということも言っていますので、それを踏まえた指標を設定したらいいのではないかという意見をいただいて、「適当でない」という評価でした。

【第2部会長】

感染の問題に対して、今、言われたような民間とかNPOが活動しているので、そういうことを含み込んだ目標設定にするのが大事なのではないかという話でした。

【会長】

普及・啓発からすると、立てられた目標の性格が少しずれているのではないかというところですね。これはよろしいでしょうか。

これを委員会として了承したということにしたいと思います。

これで第2部会が終わりまして、次は第3部会です。第3部会は「適当でない」という評価を下した事業が4つあります。

これにつきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

計画事業1番の「自治基本条例の推進」につきましては、「適当でない」と評価したところが3項目あります。「適切な目標設定」、「効果的・効率的な視点」、「総合評価」です。

「適当でない」と評価する理由は、「適切な目標設定」については、「区民を対象とした活動はシンポジウムのみなので十分とは言えない。区民に対する目標が必要である」です。

「効果的・効率的な視点」は、「将来を担う世代である小中学生へのパンフレットの作成・配布については評価できる。しかし、条例の推進のための地域に対する活動が少ないため、効果・効率的に推進したとは考えにくい」ということです。

「総合評価」は、「区民・議会・行政が十分に議論し自治基本条例を制定したことは評価できるが、その後の区民への周知徹底などの点は不十分と考える。推進は「広がり」と「掘り下げ」であると考え。「広がり」は内部評価で見える限り周知という姿勢に見てとれるが、もっと具体的な方策が必要ではないか。また、「掘り下げ」については、推進事業として、どのような状態になることを目指しているのかを明確にした上で、より多くの区民に対する具体的な取り組みを実施されたい」ということです。

3項目で共通している考え方は、小中学生向けにパンフレットを作成して配布するなどの姿勢は評価できるが、自治基本条例を一番理解してもらいたいのが地域にお住まいの方々ですので、区民に対し、より多くの周知が必要ではないかという考え方です。

【会長】

これはもちろん小中学校へのアプローチは親の世代へのアプローチでもあるということ、

その他意見に書いていますので、そういう効果があることは一応承知した上でのことです。

第3部会は特にかなり自治の原理的なものに関するテーマが多いので、これは議論し出すといくらでもあって、部会の方も議論百出でしたが、結果としてこのようになっています。いかがでしょうか。

よろしいですか。では、これはこのようにさせていただいて、他の欄についてもいろいろと書いていますので、これは後でご覧いただいて、次回議論していただきたいと思います。

続きまして、3番の「NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進」について説明をお願いします。

【事務局】

「NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進」につきましては、「目的（目標水準）の達成度」について「適当でない」と評価しています。理由は「現在の実績では、目的の達成度が高いと判断できない。さまざまな取組みをされているので、評価の理由で述べられている内容について、指標と実績に表現できるよう検討され、適切に内部評価されるように再整備されることを望む」ということです。

事業評価シートの方を見ていただければわかるかと思いますが、事業の指標、1、2、3につきましてあまり達成できていません。そういうところから見ると目的の達成量が判断できない。

評価の理由で述べられている内容につきましては、内部評価に「ネットワークづくりの一環として行っているNPO活動交流・支援事業は、計画どおり実施し、中間支援機能の強化や町会、地区協議会との連携、企業のCSR部門との交流等、多様な主体の交流等をした顔の見える関係づくりにつながっており、これらのことからおおむね達成度が高いと評価します」とありますように、顔の見える関係づくりにもつながっているという理由で達成度が高いと判断するのであれば、そのことも指標と実績に表現できるように検討されてはどうかということなのです。

【会長】

いかがでしょうか。これもそれぞれ皆さん活動されていると思いますので、言い出せば切りがないと思いますが、この我々のした評価という点に絞って、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

これもよろしいですか。では、この3番の事業につきましても、第3部会の評価シートをご了承いただいたものとします。

それでは、今度は少し性格が違います、計画事業9「ワーク・ライフ・バランスの推進」の説明をお願いします。

【事務局】

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」につきましては、「第一次実行計画期間における総合評価」のところで「適当でない」と判断しています。理由は、「第一次実行計画期間における目標値に対して、実績が伸びなかったため「計画どおり」とは評価できない。厳しい経済環境や東日本大震災の影響等により企業のワーク・ライフ・バランスに力を入れようとする機運が停滞し、実績が伸びなかったということも大きな原因であると推察する。

しかし、うつ病や高齢化に伴う介護問題など、企業、従業員双方にとって、ワーク・ライフ・バランスは喫緊の課題である。厳しい状況であるからこそ、ぜひ個々の企業に対するアプローチの方法や企業の実態に合ったきめ細かいコンサルティングの手法等を改善し、実績を積み上げていってほしい」ということです。

指標の1、2につきまして、かなり実績が少ないということ。それに加えて、厳しい経済環境、なかなか状況が芳しくないということは十分理解できるけれども、そうした状況だからこそ、頑張っていく必要があるのではないかとこのところではあります。

【会長】

これも実は所管課が出しているパンフレット等の説明によると、ワーク・ライフ・バランスを推進することで、むしろ生産性が上がりますということを書いているのです。だったら、状況が厳しければますます進むはずではないかという疑問を呈しまして、部会の中で議論いたしまして、最終的にこういう文章に調整をしたというわけです。

よろしいでしょうか。それでは、これも了承いただいたものと思います。

最後、計画事業84番「商店街活性化支援」です。

【事務局】

「商店街活性化支援」につきましては、「効果的・効率的な視点」について「適当でない」と評価しています。理由につきまして「魅力ある商店街づくり補助事業実施により集客数が増えたと回答した割合」について、2年連続で実績が20%台であることから、効果的であるとの内部評価は適当ではない。また、イベントの実施により売り上げが増加したと回答した割合を指標とし、即時的な効果を測るということも十分大切であるが、商店街の活性化事業全体の効果を測るためには、売上高等を指標に設定し、年間を通じた長期的な検証を行うことも必要と考える」ということです。

こちらにつきまして、内部評価の指標2ですけれども、24年度、23年度と共に実績が20%であるということもあり、効果的と評価はできない。また、実施内容3の、イベント事業に対する補助金の交付というところで、イベントを実施したことによって、一時的にその売り上げが増加したと回答した割合を指標として測ることは十分大切であるけれども、「商店街活性化支援」という事業全体を考えれば、長期的なその売上高等を指標にして、事業全体の指標として計っていくことも必要ではないかということではあります。

【会長】

「商店街活性化支援」の事業は、前の期の委員会からも比較的、評価してきた記憶があります。特に商店街サポーターという仕組みはヒアリングのみならず現地視察もしました。いいと思ったのですが、これは非常にお金がかかるのであまり多くないのです。予算の制約がありますのでいたし方ないのですが、そのぐらい面倒を見ないと衰退している商店街は、なかなか立ち直らないなという気がいたします。ただし、サポーター制度をもっと予算を増やしてやりなさいと、そこまで外部評価委員会が言えるわけでもないので、期待をにじませる程度の言い方になっています。

それから、「適当でない」という判断をしたところについては、売り上げの長期的な増がどういう原因によるものか、それを指標にできるのかというご議論もあろうかと思えますけれども、部会としていろいろと議論をして、このような文章にしました。

補足や、他の部会の方もご質問、ご意見もありましたらお願いします。

【委員】

指標2は20年度と21年度で割と順調でしたが、22年度からガクッと減っていて、指標3の方は逆に、20、21年度が半分弱で、22年度から増えているのは、何か理由があるのですか。

【会長】

これは議論の対象にはならなかったですね。「集客数が増えた」回答した割合と「売り上げが増えた」回答した割合。これはヒアリングのときに質問しませんでした。

【委員】

以前の3部会では、この事業に関して現地の視察はなかったのですか。

【会長】

視察はしませんでしたね。新宿というところを全区的に見ると、すごく商業が盛んというイメージがあるのですけれども、実際には新宿の商店街も結構苦しいところが多いというのが事実だろうと思います。あまりそういう認識を部会として共有したということにはなかったと思いますね。むしろ商店街振興という政策的な必要性について、今期初めて第3部会で、部会として認識を共有したというのは大きかったなと個人的には思っています。

【委員】

これは追加質問で出すことはできないのですか。

【事務局】

確認します。理由はわかると思います。

【会長】

追加質問の結果を次回までにお願ひしたいと思います。

84番はよろしいでしょうか。

では、「適当でない」という欄の記述につきましては、これで確定したいと思います。

一応、全て確定させてことにはなりましたが、全体を通して、あるいは個別のことについて言い忘れられたことなんかありましたら、今後の糧になりますので、何かありましたらお願いします。

3つの部会に分かれて活動してきましたので、この場でいろいろ率直に言っていただくのは、プラスではないかと思ひます。

【委員】

基本的な質問ですけれども、第2部会は「第二次実行計画におけるの改革方針」というところが全部空欄で、他の部会はほとんど書かれています。第一次実行計画から第二実行計画へ変わるときにおいて、ここを重視する必要があったのですか。

【事務局】

今日は「適当でない」という評価をした部分についての項目の議論をするための資料をお出ししています。「適当である」場合の意見を、どこの欄に入れるとよりわかりやすくなるのかということをもう一回検討させていただき、次回までにお配りします。

【会長】

「適当である」としたものについている意見は、これから整理をしていくという段階です。事務局等の作業等が終わり次第、なるべく早く8月30日の委員会の前に各委員にこれを配布して検討いただく時間を設けるようにしたいと思います。

それから、「第二次実行計画への方向性」は、確かに今回の評価でそれなりに重視している視点ではありますが、具体的にどの欄にどう書くかは各部会の判断ですので、それはそれによるしかろうと思います。

それから、報告書の様式ということがありまして、今はチェックシートの形で内容を確認していますけれども、報告書としては違うフォーマットになると思います。これについて事務局からご説明をいただけますでしょうか。

【事務局】

資料1をお手元にお配りしています。従来、このようにチェックシートを置きかえる形で報告書をつくっています。これは、去年までの様式とほぼ同じで、今年の内容に塗りかえたものです。計画事業名があり、内部評価がどのように評価したか、それに対して外部評価がどのように評価したかというのが一目でわかるような形にして、その下に「適当でない」という評価をした場合には、目立つように枠で囲んでいます。その下に「適当である」とした場合の意見や「その他の意見」等があったものについて、枠なしで入ってくる様式になっています。

【会長】

この資料1、お諮りいたしますけれども、今までの前の委員会が出してきた報告書のフォーマットと基本的に同じです。これだと、1ページに1事業とは限らなくなるわけですか。

【事務局】

はい。例えば「適当でない」と評価をつけたものが、この四角の枠に入ってくるのですが、その事業に対する意見や記述、外部評価としての意見等の記述が多い場合は、2ページにわたるような場合もあります。個別目標単位でページを変える工夫はさせていただいています。

【会長】

1ページ以下の場合もあるわけですね。

【事務局】

あります。そうすると、1ページに2事業入ってくるようなことや、2ページにわたって分かれてしまうような場合もありますけれども、その辺の見やすさについては考慮させていただきたいと思います。

このフォーマットについても第一期の委員の方からご意見を頂戴する中で、フォーマットの修正をしてきています。なぜ最終的にこのフォーマットになっているかということ、まず、評価項目として内部評価と外部評価を対比させることによって、内部と外部で意見の相違があるの

かないかを最初に表しています。その次に、外部評価委員会として「適当でない」と評価をしたものについて、これをわかりやすく明示した方がいいだろうというご意見を以前いただいています。その結果、「適当でない」という理由を最初に並べて記載しています。それ以外の「適当である」けれども意見をつけたものは、その下に書くという、3段構えで書いた方がわかりやすいだろうというご意見をいただきました。それに基づいて、一期ではこのような形にしています。

ですので、今日、案でお出しいたしましたけれども、これではない方法があつて、その方がいいという皆様の総意があれば直すことができるとご理解ください。

【会長】

そういういろいろな経緯があつて、一応今のところこのフォーマットでやってきている。ただし、このフォーマットに従ったらどうなるのかということは、既に皆さんお手元に過去の外部評価結果報告書を資料としてご覧になっているわけで、こういう改善の余地があるのでないかというご意見がもしあれば、今お願いしたいと思います。

ご意見は特にないですか。それでは、例年とほぼ同じフォーマットとで本年度は作業させていただくことでよろしいでしょうか。

【委員】

そうした場合に、この外部評価書の見方、読み方ですが、これはご説明していただいたからわかったのですけれども、それはどうなるのですか。例えば34ページ、これは「適当である」ので「計画どおり」となっていますよね。この場合はどうなるのですか。

【事務局】

報告書には、計画事業評価の結果の見方という例をつけてございます。

【委員】

なるほど。

【会長】

読者のことは気になりますよね。今ご説明のあつたとおりであります。したがって、こういったのに関心のある区民は誰でも見られる状況になりますので、そういう方が入りやすいようなフォーマットでなければいけないと思います。

【委員】

わかりました。

【会長】

各事業を評価の記述のフォーマットとしては、これでご了承いただいてよろしいでしょうか。では、これで事務局には作業してもらうことにしたいと思います。

【事務局】

評価をまとめていく段階での表現の仕方ですけれども、体言止めなどの表現を使っている場合と、ですます調を使う場合もあります。それから、断定的な表現を使うのか、語尾を若干考えるのかというようなことがあり、これは昨年度までの委員会でも最終的にどうするか、いろ

いろなご意見をいただいたところがあります。

例えば「何々すべきである」と「何々である」という言い方にするのか、「何々であると考ええる」という言い方をするのか。現時点でそういうところが大きく2つ出ています。

昨年度までは、「何々すべきである」という表現は極力避けていました。「何々すべきである」というときも、「何々すべきと考える」というような言い方をしています。その辺、ご議論をいただければと思っています。

【会長】

難しいですね。「べきである」と言ったとしても、この仕組み全体の中で当委員会としては「と考える」ということが常についている。そういうふうに読めと言えば、「べきである」と終わってもいいということに異議はないと思います。原則を決めても、個々の場合に、我々としてもどちらか決めかねるけれども、区民目線としてはこちらのような気がするというような場合もあるので、一律に決められないような気もしますね。ご意見はありますか。

【委員】

その項目を検討したときの内容で書き振りも少し異なってしまうのはやむを得ない場合もあると思いますけれども。

【会長】

その他意見などは、割と自由に述べていますので、もともとの意見のニュアンスを大事にということではないかと思えます。ただし、内部評価に対する外部評価委員の意見としては、文体の問題で、「べきである」と書く場合には、外部評価委員会としてそう考えているということであるということは言うまでもないことであり、もし気になるようであれば、その報告書の最初のところに、評価委員会としてこう判断したという趣旨であるということを注記すればいいような気がします。

【委員】

会長、副会長に一任するというところでどうですか。

<各委員了承>

【会長】

それでは、ほぼ時間が尽きていますので、事務局から日程の説明をお願いします。

【事務局】

経常事業については、9月に部会ヒアリング、その後、取りまとめを、10月初旬までかけてやるようになるかと思えます。その経常事業評価の全体会としての取りまとめを10月末までで仕上げる予定です。10月の半ばから下旬にかけて全体会を開きたいので、日程調整をさせていただきたいと思えます。

<日程調整>

【会長】

全体会は10月23日と30日の午前中、9時半から11時半としたいと思います。それでよろしいでしょうか。

他にありますか。

【委員】

10月から後は、この評価委員会はないのですか。

【事務局】

内部評価及び外部評価を受けて、区がそれに対してどう判断したかを表明することになりますが、それが1月の議会に対する25年度予算案の提示と同じタイミングで出てきます。

2月か3月にそのご報告をさせていただくことを予定しています。

【委員】

それは来年度以降も同じようなサイクルですか。

【事務局】

区長からの諮問があると、それを皆様にお諮りしなくてはなりませんが、現在それは想定していません。今までですと、経常事業評価について検討していただいたときに諮問させていただいたことがありました。それがなければ4月から10月の半年間が作業のメインになると考えています。

それから、視察が日程の関係で設定できなかつたので、評価が終わった後、10月以降を視察をするかどうか、改めて皆様にご意見をお伺いした上で決定することになると思います。

【会長】

他によろしいでしょうか。

今日はこれで終了いたします。

<閉会>